

スーパーバイザー研修到達目標案

スーパーバイザーの到達目標は、当然のことながら福祉司としての到達目標を達成していることが前提である。

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

- ・スーパーバイズの意味について、説明することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員のニーズの把握の方法およびスーパーバイズ・指導の基本を述べるすることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の精神的安定を図る方法を述べるすることができる
- ・バーンアウトのサインについて述べるすることができる
- ・職員のセルフ・ケアの指導方法について述べるすることができる
- ・ソーシャルワークに関する知識を伝達することができる
- ・国連の子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することができる
- ・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律に基づいて解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法の理念について他者に解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法に基づく児童相談所の権限の行使のあり方とその注意点について解説することができる
- ・児童福祉司指導、職権保護、28条措置、親権停止・喪失の申立、家裁送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に指導することができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービスおよびその背景について解説することができる

- 36 ・民法における親権の理念およびその制限に関して解説することができる
- 37 ・家族機能の評価の方法を指導することができる
- 38
- 39 ・社会的養護（養子縁組含む）の在り方および永続性と継続性について説明することができる
- 40
- 41 ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」を解説することができる
- 42 ・ケアワーク（アドミッションケアからリービングケア・アフターケア）について解説することができる
- 43
- 44
- 45 ・子どもの成長の見立て方(母子手帳、成長曲線等)について指導することができる
- 46 ・子どもの発達及び発達の評価について解説することができる
- 47 ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について解説することができる
- 48 ・子どもの様々な状態に応じた自立支援の在り方について解説することができる
- 49 ・子どもの評価における他の専門家の評価を依頼すべき事項、その方法、熟知している
- 50
- 51 ・子ども虐待のリスク因子に関して解説することができる
- 52 ・身体的虐待と事故の鑑別に関して明確に解説し、問題点を指摘することができる
- 53 ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して解説することができる
- 54 ・性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を解説することができる
- 55 ・心理的虐待（含：家庭の中の暴力にさらされた状態）を受けた子どもの所見および心理
- 56 的虐待の判断について解説することができる
- 57 ・児童虐待に関する刑事手続きに関して説明・解説することができる
- 58 ・児童虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて説明することができる
- 59 ・児童虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- 60
- 61 ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言についてカンファレンスを行
- 62 うことができる
- 63 ・法的な判断、非常に難しい判断を必要とするケースに対応するための法制度を理解し、
- 64 説明することができる
- 65
- 66
- 67 2. 技術
- 68 ・スーパーバイズを受ける職員のケースに対する感情を把握し、その処理方法を指導する
- 69 ことができる
- 70 ・スーパーバイズを受ける職員の到達目標達成度を評価して、その人に合ったトレーニング
- 71 プランを作成することができる

- 72 ・ スーパーバイズの効果を判定することができる
- 73 ・ スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルスの状態を把握することができる
- 74 ・ スーパーバイズを受ける職員のストレスを理解し、そのコーピング（対処法）を助ける
- 75 ことができる
- 76 ・ スーパーバイズを受ける職員の達成感を向上させ、専門性に対する誇りと意欲を持てる
- 77 ように支援することができる
- 78
- 79 ・ スーパーバイズを受ける職員の子どもおよびその家族機能に関するアセスメントと見立
- 80 てが適切かどうかを判断して、指導することができる
- 81 ・ 上記の見立ておよびその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求め
- 82 て調整することを促進することができる
- 83 ・ 家族および関連する人々から十分な情報をとる計画の立て方、面接のありかた、その他
- 84 情報を得る方法、を指導することができる
- 85 ・ 親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関しての把握
- 86 の仕方を指導することができる
- 87
- 88 ・ スーパーバイズを受ける職員が、一時保護の機能や特性を理解し、子どもの権利をふま
- 89 えた適切な援助を図ることができるよう、指導・支援することができる。
- 90 ・ 困難性を抱えた子どもに関しても、社会的養護に委ねる必要がある場合は、子どもに十
- 91 分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマッチングを指導することができる
- 92 ・ スーパーバイズを受ける職員が社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと
- 93 見通しを適切に伝え、協働できるように指導・支援することができる
- 94 ・ 子どもへの移行期支援に関して指導ができ、困難性を抱えた子どもへの移行期支援も自
- 95 ら行うことができ、指導することができる
- 96 ・ 適切に自立支援を出来、指導することができ、自律や自立が困難な子どもに関しても、
- 97 社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
- 98 ・ 子どもを社会的養護に委ねている間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関およ
- 99 び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続
- 100 的マネジメントを指導でき、困難なケースのマネジメントも行うことができる
- 101 ・ 上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントを指導す
- 102 ることができる
- 103 ・ 社会的養護の子どもおよび家族のアセスメントが適切かを判断し、子どものパーマネン
- 104 シーを保障するソーシャルワークを指導することができる
- 105 ・ 上記のソーシャルワークに関しての記録をレビューすることができる
- 106 ・ 包括的な里親支援を組み立てることができる

107

- 108 ・子どもの年齢にあった聞き取りを指導することができる
- 109 ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を指導することができる
- 110
- 111 ・児相内のチームマネジメントを行うことができる
- 112 ・児童相談所内で適切に情報共有ができていのかどうかを把握し、適切な介入に関する所
- 113 内の決定システムの在り方が適切であるか分析することができる
- 114 ・ケースの進行管理を指導することができる。
- 115 ・育成相談、保健相談、障害相談等、受け付けた様々な相談に対する対応を行うとともに、
- 116 必要に応じて市町村による支援に移行されるよう、適切な援助・指導について、指導を
- 117 行うことができる。
- 118 ・研修指導や講師をすることができる。
- 119
- 120 ・スーパーバイズを受ける職員が、児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞
- 121 き、適切な連携のもとに決定できているかを判断し、適切に指導することができる
- 122 ・上記の決定に関して、困難な子どもや家庭に対しても十分で適切な説明ができ、他者に
- 123 も指導できる
- 124 ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入および支援を関係機関と連携して計
- 125 画することを指導することができる
- 126 ・他機関のコーディネートの的確性を判断して、スーパーバイズを受ける職員のサポート
- 127 をすることができる
- 128 ・要保護児童対策地域協議会に関して、適切な連携ができていのかどうかを判断でき、連
- 129 携の方法を指導することができる
- 130 ・虐待相談を含め、困難なケースに関しても関係機関との連携のもとに、適切に継続的な
- 131 ケース・マネジメントし、関係機関と共有し、実行することができ、指導することが
- 132 できる
- 133 ・児童福祉司指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働でき
- 134 ているかを判断し、連携が実効性のある者になるように支援や指導ができる
- 135 ・ケースの概要のまとめ方、ケース検討のプレゼンテーションについて指導し、ケース検
- 136 討会議を運営することができる
- 137 ・自分の地域のリソースとそのアクセスの仕方について指導することができる
- 138 ・関係機関等の求めに応じ、教育的指導を行うことができる
- 139
- 140 ・虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を指導することが
- 141 できる
- 142 ・虐待の判断に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切に情報収集、リスクアセスメ
- 143 ント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルト

- 144 などを行い、虐待の有無を適切に評価できているかを判断し、指導することができる
- 145 ・児童相談所だけではなく、市町村を含めた地域の虐待支援を行うことができる
- 146
- 147 ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切な見立
- 148 て、それに基づく介入を適切に行っているかを判断して指導することができる
- 149
- 150 ・子どもの心身の状態について適切に評価することができる
- 151 ・困難なケースに関しても、介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもにその年齢に
- 152 応じて説明し、その家庭、関係機関にも適切に説明し、その意見も聞き、介入方法決定
- 153 に反映させたり、納得させたりすることができる
- 154 ・虐待を受けた子ども、虐待をしてしまう家族のその後のリスクを適切に判断し、介入を
- 155 行うことができる
- 156
- 157 3. 態度
- 158 ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- 159 ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢を持つことができる
- 160 ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度を持っている
- 161 ・スーパーバイズを受ける職員が上記の態度を身につけることを支援することができる
- 162 ・スーパーバイズを受ける職員の尊厳を尊重し、困難性を抱えた職員に対しても適切なコ
- 163 ミュニケーション態度が取れる
- 164 ・児童福祉司として身につけるべき倫理に基づいて行動する。
- 165 ・信頼関係に基づくスーパーバイズができるよう、自己覚知する